

工事書類限定検査実施要領

1. 目的

「工事書類限定検査」は、検査時（完成・既済部分・中間）を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るものである。

2. 対象工事

令和7年4月1日以降に発注する全ての土木工事(営繕工事を除く)について、実施するものとする。なお、以下の工事については対象外とする。

- ①「低入札価格調査制度対象工事」又は、「重点監督対象工事」
- ②施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3. 実施内容

(1) 技術検査

検査員は、技術検査時に下記の8書類に限定して資料検査を行う。

① 施工計画書	⑤出来形管理図表
②施工体制（下請引取検査書類を含む）	⑥品質管理図表
② 工事打合せ簿	⑦品質確認書
④品質規格証明資料	⑧工事写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト」を工事検査執行依頼書提出時に検査員へ提出するものとする。

※検査員は、公共工事の品質確保、安全性、効率性、環境への配慮等に鑑み、特に確認が必要と判断した場合には、上記8種類以外の書類に関しても検査の対象とすることができるものとする。

(2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

- ①工事書類限定検査を実施する場合、特記仕様書に工事書類限定検査の対象である旨を記載するものとする。
- ②特別な事由がある場合は、上記8種類以外の追加書類の提出を監督員を通じ

て併せて受注者に通知する。

【特記仕様書記載例】

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査員の重複確認廃止及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「工事書類限定検査」の対象工事である。
2. 工事書類限定検査とは、監督職員に提出した書類のうち技術検査時に下記の8書類に限定して資料検査を行うものである。(作成する工事書類を限定するものではない。)

①施工計画書	⑤出来形管理図表
②施工体制（下請引取検査書類を含む）	⑥品質管理図表
③ 工事打合せ簿	⑦品質確認書
④品質規格証明資料	⑧工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査制度対象工事」又は、「重点監督対象工事」
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
3. 検査員が、公共工事の品質確保、安全性、効率性、環境への配慮等に鑑み、特に確認が必要と判断した場合には、上記8種類以外の書類に関しても検査の対象とする場合がある。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に発注する工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に発注する工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に発注する工事から適用する。

なお、施行日以降、既契約工事においても工事着手前であれば、受発注者間で協議の上、適用できるものとする。